

令和2年2月28日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会報告資料

政 策 局

# 目 次

	ページ
1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について……………	1
2 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく政策局所管条例の見直し結果 について……………	7
3 SDGs（持続可能な開発目標）の推進について……………	11
4 コミュニティ再生・活性化の取組みについて……………	13
5 未来社会創造に向けた取組みについて……………	15
6 横浜市のIR（統合型リゾート）誘致について……………	21
7 羽田空港機能強化の状況について……………	23
8 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の改定案について……………	25
9 県内米軍基地を巡る状況について……………	29
参考資料1 横浜IR（統合型リゾート）の方向性（素案）概要版【案】	
参考資料2 横浜IR（統合型リゾート）の方向性（素案）（案）	
参考資料3 三浦半島魅力最大化プロジェクト～資源を生かした地域の活性化戦略～ （改定案）	

## 1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について

超高齢社会を乗り越えていくために、ヘルスケアの分野で、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していく。

### (1) 未病（ME-BYO）

#### ア 未病コンセプト及び未病産業の普及イベントの開催

未病コンセプトの普及・啓発を進め、県民の行動変容の促進につなげていくため、市町村と連携し、次の県民向けイベントを実施した。

＜「参考」参照＞

#### (ア) 県民フォーラム

未病コンセプトを普及・啓発する講演やトークショーを中心に、健康チェックコーナーや、ヘルスケア・ロボットの体験展示、未病関連商品・サービスの体験・展示・販売などの体験型のイベントを開催した。

#### (イ) ME-BYOキャラバン

県内各所において、市町村等が開催する健康・産業関連イベント等に未病コンセプトをPRするブースを出展した。

### (2) 最先端医療・最新技術

#### ア 「RINK FESTIVAL 2020」の開催

2月21日（金）に「RINK FESTIVAL 2020」をライノベーションセンター（LIC）で開催した（来場者数268人）。

再生・細胞医療の研究者による最新の研究内容の発表、ベンチャー企業や業界団体、他の自治体による取組みの紹介、参加者によるポスター展示等を行い、多数の機関・関係者の中で連携の強化が図られた。

※RINK（かながわ再生・細胞医療産業化ネットワーク）：

再生・細胞医療の実用化・産業化の促進を目的に設立したネットワーク。LIC入居企業を中心に、関連団体やアカデミアなど多岐にわたる主体が参加・連携し、企業によるイノベーションの創出を目指す。

（会員数：115機関 ※1月末現在）

### (3) 次世代ヘルスケア社会システム

#### ア 東京圏国家戦略特区

12月13日（金）に開催された東京圏国家戦略特別区域会議において、三浦市二町谷地区都市計画（地区計画）の変更についての提案等を行った。

#### イ 「スーパーシティ」構想

第四次産業革命における最先端の技術を活用し、未来の暮らしを先行実現する「スーパーシティ」の実現に向け、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案が、2月4日（火）に閣議決定され、国会に提出された。

### (4) 国際展開

#### ア シンガポールへの企業訪問団の派遣

県とライフサイエンス分野に関する覚書を締結しているシンガポール科学技術研究庁、シンガポール国立大学保健機構等に、ライフサイエンス関連企業及び研究者の訪問団を派遣した。

【訪問期間】2月6日（木）～7日（金）

【参加者】企業8社、研究者3名

### (5) ヘルスケアICT

#### ア 「マイME-BYOカルテ」の取組み

「マイME-BYOカルテ」のより一層の普及拡大に向け、人気漫画・アニメ「弱虫ペダル」とコラボし、「マイME-BYOカルテ」アプリを活用し、未病の改善を促進するキャンペーンを1月7日（火）から実施している（3月19日（木）終了予定。2月18日（火）現在キャンペーン参加者は13,669人）。

市町村と連携した県民向けイベント

1 県民フォーラム

地域	市町村	イベント	開催日	会場
政令市	横浜市	健康チャレンジフェアかながわ2019	11月30日（土）	クイーンズスクエア
横須賀・三浦	横須賀市	生涯現役フォーラム	11月16日（土）	神奈川県立保健福祉大学
県央	大和市	健康都市やまとフェア2019×未病を改善するフォーラム	2月2日（日）	文化創造拠点シリウス
湘南	秦野市	健康はだの21フェスティバル 未病を改善～目指そう生涯現役!!～	10月5日（土）	イオン秦野店、本町公民館
県西	大井町	ME-BYOフェスタ2019 秋～スポーツと笑いの祭典～	9月22日（日）	未病バレー BIOTOPIA

2 ME-BYOキャラバン

NO.	市町村	イベント	出展日	会場
政 令 市				
1	横浜市	横浜セントラルタウンフェスティバル Y160	5月25日（土）～26日（日）	山下公園
2		サマーコンファレンス 2019	7月20日（土）～21日（日）	パシフィコ横浜
3		第12回かながわ食育フェスタ	7月30日（火）	新都市ホール
4		第7回アフリカ開発会議	8月29日（木）	パシフィコ横浜
5		ME-BYO サミット国際シンポジウム	11月14日（木）	パシフィコ横浜

6	川崎市	秋祭り	10月5日(土)	川崎競馬場
7	相模原市	ジムスポーツフェスタ	11月10日(日)	ギオンアリーナ
横須賀・三浦				
8	横須賀市	食育キャンペーン	8月31日(土)	イオン久里浜店
9		かながわパラスポーツフェスタ2019	11月30日(土)	神奈川県立保健福祉大学
10	鎌倉市	出張未病センター	7月12日(金)	たまなわ交流センター
11		商工会健康診断	9月10日(火) ～11日(水)	鎌倉市商工会議所
12		出張未病センターin 明治安田生命	11月28日(木)	明治安田生命大船支社
13	逗子市	商工会健康診断 +市民のための健康フェア	9月12日(木) ～13日(金)	逗子市商工会
14		体力テスト会	10月14日(月)	逗子アリーナ
15	三浦市	みうら市民まつり	11月17日(日)	三浦市総合体育館
16	葉山町	献血イベント	2月7日(金)	葉山町役場駐車場
県 央				
17	厚木市	市民協働提案事業 第7回未病改善プロジェクト	8月31日(土)	ぼうさいの丘公園
18	海老名市	えびな元気応援/健康フェスティバル	4月13日(土) ～14日(日)	イオン海老名店
19		イオン海老名店 開店40周年祭/えびな市民祭り協賛～健康フェスティバル～	11月16日(土)	イオン海老名店

20	座間市	座間市健康サマーフェスタインざま	7月6日(土)	スカイアリーナ座間
21	綾瀬市	健康スポーツフェスティバル	10月26日(土)	IIMURO GRASS 綾瀬市民スポーツセンター
22	愛川町	健康フェスタあいかわ2019	6月2日(日)	健康プラザ、文化会館
23	清川村	健康まつり	6月2日(日)	保健センター 「やまびこ館」
湘 南				
24	平塚市	ヘルシーエイジングフェス2019	6月27日(木)	平塚市役所
25		糖尿病予防イベント	11月3日(日)	茅ヶ崎市役所
26	茅ヶ崎市	イオン湘南茅ヶ崎店 健康応援フェア～人生100歳時代を楽しもう!!～	2月1日(土) ～2日(日)	イオンスタイル 湘南茅ヶ崎店
27	秦野市	保健福祉センターフェスティバル	2月2日(日)	秦野市保健福祉センター
28	伊勢原市	健康バス測定会	11月16日(土)	伊勢原市役所分室
29	寒川町	食育ひろば	6月9日(日)	シンコースポーツ寒川アリーナ
30	大磯町	チャレンジフェスタ2019	10月27日(日)	大磯運動公園
31	二宮町	湘南にのみやふるさとまつり	11月17日(日)	ラディアン

県 西				
32	小田原市	城下町おだわらツデーマーチ	11月16日（土）	小田原城址公園 他
33		健康フェスタ	1月19日（日）	シティモール
34	南足柄市	健康フェスタ	12月1日（日）	南足柄市保健医療福祉センター
35		かながわパラスポーツフェスタ 2019	10月14日（月）	南足柄体育センター
36	中井町	美・緑なかいフェスティバル 2019	10月20日（日）	中井中央公園野球場
37	大井町	1周年感謝祭 BIOTOPIA	4月27日（土）	未病バレー BIOTOPIA
38	松田町	第22回まつだ産業まつり	11月24日（日）	町営松田臨時駐車場他
39	山北町	山北高校文化祭	9月7日（土） ～8日（日）	山北高校
40		山北町産業まつり	11月23日（土）	山北健康福祉センター駐車場他
41	開成町	開成町あじさい祭り	6月9日（日）	あじさいの里
42	箱根町	健康福祉フェスティバル	9月26日（木）	箱根町総合保健福祉センター
43	真鶴町	海のまち豊漁豊作祭 「真鶴龍宮祭」	11月9日（土）	真鶴港
44	湯河原町	ふれあい産業まつり	6月2日（日）	湯河原町ふれあい広場



## 2 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく政策局所管条例の見直し結果について

### (1) 条例の見直しについて

県の条例の適時性を確保するため、一定期間ごとに条例全体の見直しを行う全庁的な仕組みについて定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年ごとを原則としており、今回、政策局において所管する次の3条例について、要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

### (2) 条例の見直し結果

#### ア 改正及び運用の改善等を検討する条例

条例名	見直し結果
神奈川県個人情報保護条例	条例の規定について、時代に合った分かりやすいものにするとともに、行政の電子化の加速という環境の変化に対応するため、個人情報事務登録簿の記載項目の文言及びオンライン結合による保有個人情報の提供の手続に係る改正及び運用の改善等を検討する。
神奈川県統計調査条例	県統計調査の調査票情報の有効活用を図るため、調査票情報の提供範囲の拡大等に係る改正及び運用の改善等を検討する。

#### イ 改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

条例名	見直し結果
神奈川県土地利用調整条例	現行条例の運用上の課題は見受けられないため、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

政策局所管条例の見直し結果概要

1 改正及び運用の改善等を検討する条例

(1) 神奈川県個人情報保護条例

条例の概要		県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めている。
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性	<p>県は、平成2年に全国の都道府県に先駆け条例を制定し、個人情報保護制度を実施している。</p> <p>ネットワーク社会の進展により情報漏えいに対する県民の不安が増大するなど、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図ることが一層重要となっていることから、基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に努めるため、現在でも必要な条例である。</p>
	有効性	<p>多数の県民等により、自己情報の開示請求等の条例で定める個人情報保護制度が利用されている。</p> <p>また、実施機関における個人情報の取扱いに関する審議会への諮問や個人情報取扱事務登録も適時適切に行われている。</p> <p>以上により、本条例は、個人情報保護施策の総合的な取り組みの推進に有効に機能している。</p> <p>しかし、条例の規定の中には、平成2年の制定以来、記載項目が変更されておらず、時代に合わなくなっているものや、行政の電子化の流れが加速している現在の環境にそぐわなくなっているものがあるため、改正を検討する必要がある。</p>
	効率性	<p>本条例で県の保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにし、県の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることで、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止が図られており、効率的な内容である。</p>
	基本方針 適合性	<p>「かながわグランドデザイン」に掲げられている「県民との対話による開かれた県政の推進」における「個人情報保護の推進」に適合している。</p>
	適法性	<p>個人情報に関する基本法である「個人情報の保護に関する法律」の「第5条（地方公共団体の責務）」及び「第3節 地方公共団体の施策（第11条から第13条）」の規定に則した内容であり、現行の憲法、法令に抵触しない内容である。</p>
見直し結果		<p>条例の規定について、時代に合った分かりやすいものにするとともに、行政の電子化の加速という環境の変化に対応するため、個人情報事務登録簿の記載項目の文言及びオンライン結合による保有個人情報の提供の手續に係る改正及び運用の改善等を検討する。</p>

(2) 神奈川県統計調査条例

条例の概要		県統計調査の実施や結果の利用に当たり、報告義務、統計調査員等による立入検査、結果の公表、調査票情報の二次利用など、必要な事項を定めている。
検討	視 点	検 討 内 容
	必要性	本条例は、県統計調査の実施、県民等の報告義務、結果の利用、神奈川県統計報告調整審議会（以下「審議会」という。）への諮問等を定めており、的確、公正な統計調査の実施のために重要な役割を果たしていることから、現在でも必要な条例である。
	有効性	<p>県統計調査の適切な実施を図るため、審議会へ諮問すること等を定めた本条例は、統計の真実性を確保し、調査の重複の防止や報告者の回答負担の軽減に寄与しており、有効に機能している。</p> <p>しかし、客観的な証拠に基づく政策立案の必要性の高まりから統計調査の調査票情報の有効活用が求められており、本県においても、県民の信頼が損なわれないよう留意しつつ、調査票情報の活用に向けた環境整備が必要である。</p>
	効率性	統計の真実性・正確性を確保するため、審議会へ諮問することや結果の速やかな公表など、必要最小限度の規定となっており、効率的な内容である。
	基本方針適合性	県統計調査結果は政策立案の基礎資料として利用されており、政策立案の計画段階において重要な役割を果たすものである。
	適法性	県民に報告義務や罰則を課す規定を有するが、統計法と同様の手法を採用しており、規定の内容が十分に明確で、規制の強度も比例原則に照らして適切であることから、憲法、法令に抵触しない内容である。
見直し結果		県統計調査の調査票情報の有効活用を図るため、調査票情報の提供範囲の拡大等に係る改正及び運用の改善等を検討する。

## 2 改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

### (1) 神奈川県土地利用調整条例

条例の概要		限られた資源である県土を適正に保全し、計画的な利用を確保することにより、県土の均衡ある発展と県民の福祉の増進に資するため、開発行為等の計画に対する総合的な調整を行うための協議の手續など、必要な事項を定めている。
検討	視 点	検 討 内 容
	必要性	市街化調整区域等における土地利用に当たっては、自然環境との調和や保全を図りながら、総合的かつ計画的に行っていく必要があり、その総合的な調整の仕組みとして知事との協議等を定めているものであるため、現在でも必要な条例である。
	有効性	大規模開発行為に関して、関係許認可に先立ち、あらかじめ総合的な調整を行うことにより、県土の計画的な利用を図ることができるため、有効に機能している。
	効率性	本条例は、開発計画に対する総合的な調整を行うために必要最低限の手續を定めたものであり、効率的な内容である。
	基本方針適合性	本条例は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全や安全性の確保を図りつつ、総合的かつ計画的な県土利用を図ることを基本理念とする「土地利用基本計画」に適合している。
	適法性	本条例は、土地基本法及び国土利用計画法の理念を踏まえ、計画的な県土利用を図るために必要な調整手續を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。
見直し結果		現行条例の運用上の課題は見受けられないため、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

### 3 SDGs（持続可能な開発目標）の推進について

持続可能な神奈川の実現に向け、SDGsの取組みを引き続き推進する。

#### (1) 情報発信・普及啓発

##### ア 「かながわSDGsフォーラム～女性が語るSDGs～」開催

SDGsのさらなる推進に向け、社会の各方面で活躍する女性からメッセージを発信し、SDGsを女性目線で考えるフォーラムを1月17日に開催した。(112名参加)

#### (2) 県自らの率先した取組み

##### ア 国連開発計画（UNDP）との連携

昨年8月にUNDPと締結した連携趣意書（SOI）に基づき、UNDPと立ち上げた共同タスクフォースで、SDGsのローカライゼーションの推進やSDGsアクションフェスティバルの開催に向けた対話、協議及び情報交換を継続的に実施している。

##### イ SDGsつながりポイント実証事業の実施

地域と人、人と人のつながりを多く生み出し、SDGsの自分事化を進めるため、ポイントを通じて、地域課題の解決と地域活性化を図る「SDGsつながりポイント」の実証を進めている。

11月から12月にかけて、ポイントをビーチクリーン活動等で「もらう」、店舗の飲食等で「つかう」、仲間づくりを「たのしむ」といった実証事業を鎌倉市と連携して実施した。(参加店舗数22、参加者数746人)

鎌倉市における実証事業の課題の整理等を行ったうえで、小田原市と連携して本格導入に向けた実証事業を2月24日から実施し、来年度本格導入する。

#### (3) 「後押し」する仕組みづくり

##### ア かながわSDGsパートナー

企業・団体等におけるSDGs推進の裾野を広げることを目的とした「かながわSDGsパートナー」の第3期の募集を行っている。

また、パートナーの取組事例を紹介し、パートナー間等でのマッチング機会を創出する場として「かながわSDGsパートナー・アクションミーティング」を2月6日に開催した。(350名参加)

## イ SDG s 社会的インパクト評価実証プロジェクト

10月から行ってきた「SDG s 社会的インパクト・マネジメント実践研修」(全10回)を2月18日に終了した。(25者参加)。

昨年度作成した実践ガイドについて、今年度の実践研修や実証事業を通じて、改訂するとともに、今後、社会的インパクト評価の具体的事例等について、事業者や資金提供者との議論を行い、広く発信、共有する。

## 4 コミュニティ再生・活性化の取組みについて

### (1) かながわコミュニティ再生・活性化推進会議の取組み

#### ア 経緯

かながわコミュニティ再生・活性化推進会議の下部組織として、実務担当者による課題別ワーキングを設置し、第2回ワーキングを10～11月に各地域県政総合センターで開催した。

そこでの意見を踏まえ、第3回ワーキングは、民間の力を活用した具体的な取組みに対する意見交換や、実際に地域で活動しているキーパーソンからの取組紹介等により、さらに議論を深めることとした。

#### イ 課題別ワーキング

##### (7) 第3回ワーキング

a 日 時：令和2年2月5日

b 場 所：藤沢市民会館

c 参加者：38名（22市町）

d 議 題

① 民間の力を活用した取組事例等の紹介（茅ヶ崎市、藤沢市）

② 事例発表

・茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会

「多様な団体と連携した地域づくり」

・川崎市市民文化局

「将来を見据えたコミュニティづくりについて」

e 市町村からの主な意見

- ・地域を超えて情報交換や相談できる関係が構築できた。
- ・担当職員が活発に発言できる雰囲気作りができています。
- ・そもそもの課題は何かなど、より根幹な議論ができた。
- ・民間との連携は、実績を積み重ねてもらえると導入のハードルが下がる。
- ・個別具体的なテーマに絞った意見交換も実施してほしい。

##### (4) 今後の取組み

- ・今後も継続して事例の共有や意見交換を行うとともに、個別具体的なテーマに絞った意見交換も実施する。
- ・民間の力を活用したモデル事業を開始し、横展開を図る。

(2) 「かながわコミュニティ再生・活性化事例集（仮称）」の作成

県内でコミュニティが再生・活性化している事例を公募し、取組みの内容や、そこで活躍しているキーパーソンの姿を市町村や県内のコミュニティに広く周知するため、様々な事例を掲載した「かながわコミュニティ再生・活性化事例集（仮称）」を作成する。

ア 公募期間 令和元年12月16日～令和2年1月16日

イ 応募件数 40件

ウ 有識者会議

1月29日に有識者会議を開催し、事例集に掲載する事例を検討した。

エ 今後の予定

3月下旬に事例集を作成・公表する。



## 5 未来社会創造に向けた取組みについて

かながわグランドデザイン第3期実施計画の神奈川の戦略8「未来社会創造」の取組みの一つとして、ドローン前提社会の実現などを通じた笑いあふれる未来社会創造について掲げている。

県では、市町村や企業、アカデミア等と連携し、次の取組みを推進する。

### (1) ドローン前提社会の実現に向けた取組み

#### ア 第1期モデル事業の公募採択

ドローンを活用して社会的課題※の解決に取り組むモデル事業の提案を募集した結果、31件の応募があり、第2、3弾として16件を採択（第1弾と合わせ計23件採択し、第1期分の対応は終了）。

※ 災害対策、物流、点検・監視、農業振興、観光振興など

#### <追加採択案件の概要>

	分野	事業名	事業実施者	事業概要
1	災害	水中ドローンの消防水利施設点検や水難救助訓練への活用	学校法人慶應義塾 慶應義塾大学SFC研究所	水中ドローンを活用し、消防水利施設の一次点検や、水難事故現場での海中初動捜査訓練を実施
2		海、山、河川等における災害時訓練を通じたドローン活用事例検証	(株)エムテックス	県、警察、消防と連携し、訓練を通じて得た災害時におけるドローンの活用事例、運用手順、課題等の知見を検証報告書にまとめる。
3		リアルタイム配信システムを利用した遠隔地から災害現場等の情報収集	(株)アイネット	リアルタイム配信システムを利用し、ドローンからの映像を遠隔地で確認できることにより、災害現場等の情報収集に関する実証実験を行う。
4	物流	全国初「ドローン物流定期ルート」の開設に向けた実証実験	(株)エアロネクスト	全国初となるドローンでの物流定期ルートの開設に向けた実証実験を実施。併せて、災害時の迅速な被災状況の把握や救援物資の搬送も検討
5		ドローンを活用した山間部等の課題解決	ブルーイノベーション(株)	山間部等における設備点検や物流などの課題解決に向けた実証実験等を実施
6	点検	管路などの狭隘(きょうあい)部点検の効率化	(株)アイ・ロボティクス	下水道施設等の管路の点検を小型ドローンで行い、今後の新たな修繕計画等の活用を検討

	分野	事業名	事業実施者	事業概要
7	農業	耕作放棄地調査の効率化	(株)四門	耕作放棄地調査に係る人的負担軽減や業務の効率化を図るため、上空から耕作放棄地の現状を把握
8		農作物の生育状況の確認などIT農業の促進	パーソルプロセス&テクノロジー(株)	最新技術を取り入れた「IT農業」を促進するため、ドローンを活用した農作物の作付確認や生育状況の調査を実施
9		ドローンを用いた有機農業の促進	TEAD(株)	ドローンによる農業用オーガニック系資材の活用等の検討
10		ドローン物流による営農支援	学校法人慶應義塾 慶應義塾大学 SFC研究所	傾斜地など物資運搬に課題のある果樹園等において、ドローンによる収穫物や資機材を運搬する実証実験を行う。
11	観光振興	ドローンを活用した遠隔旅行体験ツアー	(株)シアン	自由な外出が困難な方々に、VRを活用してリアルな旅行体験を提供するソリューションを構築
12		箱根ジオサイトの空撮	(株)アイネット	箱根ジオパークのジオサイト(地質、地形、自然、歴史、文化など、そのジオパークを特色づける見学場所)を空撮し観光振興に活用
13		県立歴史博物館の空撮及び3Dモデル化	(株)カラーチップス	重要文化財・史跡である県立歴史博物館の建物を空撮し、3Dモデル化することで、調査研究、修繕修復及び観光振興に活用
14		鎌倉市内の史跡の空撮	(一社)鎌倉ドローン協会	鎌倉市内の史跡などを空撮し、観光振興などに活用
15		インバウンド旅行客の誘致に向けた国際的イベントにおけるドローン活用	学校法人慶應義塾 慶應義塾大学 SFC研究所	国際的なイベントにおいて、ドローンを活用したダイナミックな映像等を撮影し、インバウンド旅行客の誘致に向け活用
16	その他	ゴルフ場コース管理でのドローン活用ソリューション	ドローン・アイティ(株)	ゴルフ場のコース管理業務の効率化に向けて、芝の生育状況の確認等にドローンを活用する実証実験を行う。

### <県の支援内容>

- ・モデル事業を実施するフィールドの提供・調整
- ・必要な法令等の手続きの確認及び関係機関への橋渡しの調整等
- ・モデル事業の実施結果のメディア等を通じたPR

## イ 第2期モデル事業の募集

第1期では提案がされなかった新たな社会的課題に対応する事業提案を募集した。

**対象事業** ・海中などに含まれるマイクロプラスチックの回収  
・橋梁や地下鉄道駅舎・トンネルなどの点検や維持管理 等

**募集期間** 2月7日(金)から3月31日(火)

## ウ かながわドローン前提社会ネットワーク

産学公連携によりドローンのさらなる活用や県民の理解促進を図る、「かながわドローン前提社会ネットワーク」第2回会合を「災害対策」をテーマに開催した。

(ア) 日時 12月26日(木) 13時30分から15時30分

(イ) 場所 ワークピア横浜

(ウ) 内容

<第一部> 内閣官房小型無人機等対策推進室講演及び企業による  
災害対策の取組事例の紹介 など

<第二部> 交流会及びドローン展示会

(エ) 参加者 市町村、企業、アカデミアなど約120名

## (2) 県事業へのナッジの活用

ナッジ(nudge:そっと後押しする)とは、行動科学の知見の活用により、選択の自由を残したうえで、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法であり、今年度、主に3つの事例に取り組んだ。

## ア イベントでの無料風しん抗体検査

令和元年9月7日から8日開催の「ベトナムフェスタin神奈川2019」において実施した、無料風しん抗体検査を受検された方のうち、抗体が十分でない方に予防接種を促すため、抗体検査の申込書に、将来の予防接種の受診を約束するチェック項目を設けた。

<対象者>

抗体検査の受検者 226名(うち113名の方にナッジを活用)

<実施内容>

抗体検査の申込書に、新たに「検査の結果、抗体が十分でない場合は予防接種を(受ける・積極的に検討する)」という項目を設け、検査受付時に選択させるとともに、返信ハガキを活用して、抗体の無かった方が抗体検査後に予防接種されたかななどの追跡調査を行った。

(抗体検査の申込書)

コミットメント  
(将来の自分の  
行動を約束)に  
よるナッジ

<結果及び課題>

- ・ 追跡調査のサンプル数が少なかったことから、ナッジの効果を確認するまでには至らなかった。

	受検者数	返信数	抗体なし又は抗体不十分
ナッジ活用	113	44	8
ナッジ未活用	113	53	17
計	226	97	25

追跡調査の対象  
・ 今後予約 5名  
・ 未定 3名

- ・ サンプル数を確保するために、追跡調査方法等の検討が必要

イ 「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発

横浜市立大学の学生を対象に「ともに生きる社会かながわ憲章」の認知度向上及び「ともに生きる社会」に向けた行動を促すため、ポスターの横に、他人と比較することで、行動を促すメッセージを掲示した。

<対象者>


横浜市立大学国際総合科学部の学生 168名

<実施内容>

ポスターの横にナッジを活用したメッセージを掲示し、憲章の認知度に係るアンケート調査を行った。

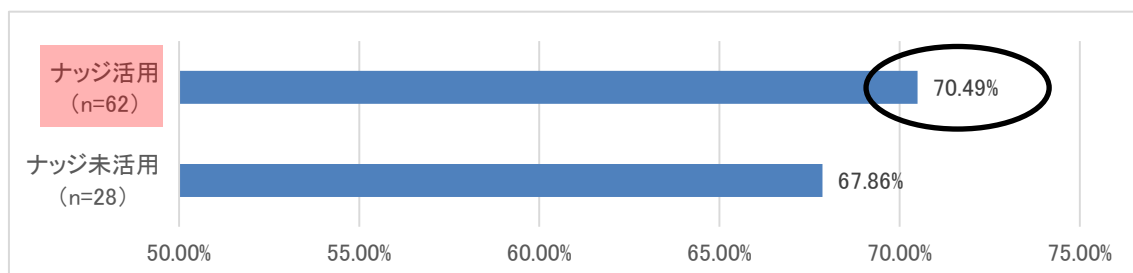


他者との比較メッセージ (比較することで同調的な行動を促す) によるナッジ

神奈川県民の200万人弱が知っている!  
「ともに生きる社会かながわ憲章」  
憲章に係る取組みについてはこちら ⇒ 

<結果及び課題>

- ・ 他者との比較メッセージを取り入れることで、ポスターの閲覧頻度が高まる傾向が見られた。  
(設問「ポスターを見たことがある」)



- ・ 取組みの結果、一定の傾向が見られたものの、ナッジによる明確な効果があったとまでは言い切れず、さらなる工夫が必要である。

## ウ 県立学校授業料徴収事務

県立高校に在学する生徒に対し、授業料の納付を促し、未納者を減少させるため、ナッジを活用した文書を送付した。

<対象者>

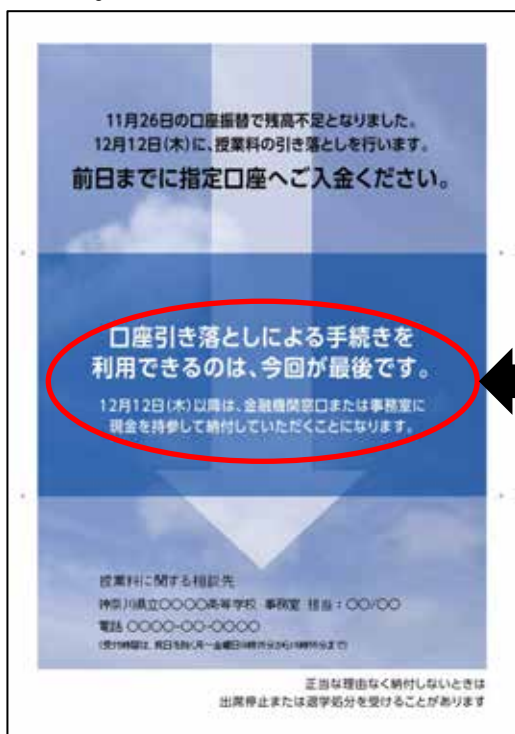
県立学校に在学する生徒のうち、第2期分授業料口座振替(※)において、再振替の対象となった生徒 8校 計195名

※ 第2期分授業料口座振替

授業料徴収対象の生徒に対して11月26日に口座振替を実施した結果、残高不足で振替ができなかった生徒に対して12月12日に再振替を行った。

<実施内容>

再振替の依頼をする際、従来の通知文に加え、ナッジを活用した文書を送付した。



機会損失(再振替期限以降は口座引き落としができず、現金を持参して納付することが必要になる、というメッセージ)を強調したナッジ

<結果及び課題>

- 8校中7校で、前年度と比較し、再振替で納入した生徒の割合が増加する傾向が見られた。

		令和元年度	平成30年度	(参考) 平成29年度
A校	増	35%	31%	32%
B校	増	25%	20%	50%
C校	増	62%	29%	36%
D校	増	71%	68%	97%
E校	増	83%	31%	—
F校	増	44%	28%	47%
G校	増	38%	0%	0%
H校	減	13%	16%	20%

- このことから、ナッジを活用した文書の送付が、授業料納入を促すきっかけの一つになったものと考えられる。

## 6 横浜市のI R（統合型リゾート）誘致について

横浜市（以下「市」という。）は、令和元年8月22日に、I R誘致を表明し、現在、本格的な検討・準備を進めている。

### (1) I R（統合型リゾート）の概要

I Rとは、民間事業者が一体として設置し運営する「観光振興に寄与する諸施設（※）」と「カジノ施設」から構成される一群の施設であり、民間事業者の投資による、集客及び収益を通じた観光地域振興や財政への貢献などが期待されている。

※ 「観光振興に寄与する諸施設」とは、国際会議場・展示場などのMICE施設や、劇場などの魅力増進施設、大規模な宿泊施設等をいう。

### (2) I R認定申請までのプロセス

I R認定申請に当たっては、特定複合観光施設区域整備法（以下「I R整備法」という。）に基づき、国が策定するI R区域の整備のための基本的な事項を定めた「基本方針」に即して、申請主体は以下ア～ウの順に手続きを踏むこととされている。

ア I R整備に伴う方針等を記載する「実施方針」の策定・公表

イ 「実施方針」に即してI R事業者を公募・選定

ウ 選定されたI R事業者と共同して、I R区域の整備に係る申請書類として国へ提出する「区域整備計画」を作成、認定申請

### (3) 市の取組状況

#### ア これまでの動向

令和元年8月22日 誘致表明

12月4日 I R市民説明会開始  
(令和2年3月までに市内18区で開催予定)

令和2年2月13日 令和2年度当初予算案を市議会に提出  
(I Rの推進に必要な事業費の計上)

2月17日 「横浜IRの方向性(素案)」(案)(※)を市議会に報告

※ 市のI R整備に向けた考え方について、市議会や市民の理解を促進するために整理したもの（参考資料参照）。「実施方針」は、国の「基本方針」に即して、この「横浜I Rの方向性」をベースに策定される見込み。

## イ 市が想定する今後のスケジュール

令和2年度	「横浜IRの方向性」及び「実施方針」の策定・公表 IR事業者公募・選定
令和3年度	「区域整備計画」の認定申請
2020年代後半	横浜でのIR開業

### (4) 県に求められる役割

ア IR整備法においては、市は「実施方針」及び「区域整備計画」（以下「実施方針等」という。）を策定・作成するに当たり、これらに記載する県及び県公安委員会（以下「県等」という。）が実施する施策及び措置について、あらかじめ県等の同意を得ることが必要とされている。

また、市からは県に対し、ギャンブル等依存症対策の取組みなどについて連携・協力を求められている。

イ 県としては、これまでもギャンブル等を含む総合的な依存症対策に取り組んでおり、令和2年度中にはギャンブル等依存症対策基本法に基づく「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」を策定するなど、今後もギャンブル等依存症の対策を着実に実行していく。

ウ また、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等を適切に行うため、県公安委員会では、必要な施策及び措置を講じていく。

### (5) 今後の県等における手続き

県等は、市からの協議の求めに応じ、「実施方針等」に記載されるギャンブル等依存症対策等について、県等が実施すべき施策及び措置に照らし齟齬がないかを確認し、協議を整えた上で同意していく。



## 7 羽田空港機能強化の状況について

### (1) 経過

国では、羽田空港における国際線の増便を図るため、新飛行経路案や騒音・安全対策等について、平成26年から「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会（以下協議会）」において関係自治体等と協議を進めるとともに、住民や企業等への情報提供を行ってきた。

令和元年8月、国は、関係自治体や住民・企業等からの意見や要望をしっかりと受け止め、必要な対策を実施することとして、令和2年3月29日から新飛行経路の運用を開始し、国際線を増便することを発表した。

現在、国は新飛行経路の運用開始に向けて必要な取組みを進めている。

### (2) 国による新飛行経路の運用開始に向けた取組状況

#### ア 住民説明会の開催

開催日	会場	来場者数
1月23日(木)	川崎生命科学・環境研究センター	17
1月24日(金)	川崎区役所大師支所	45
1月25日(土)	殿町小学校	33

#### イ 実機飛行確認（定期便による新飛行経路についての確認）

国は、管制官が新飛行経路の運用の手順等を確認するほか、新たに設置した航空機騒音測定局の調整を行うため、実機飛行による確認を行っている。

##### (ア) 内容（川崎市側に向かって離陸する経路）

- ・ 期間：令和2年2月1日～2月12日の間の7日間（南風時）
- ・ 時間：15時～19時のうち実質3時間
- ・ 飛行回数：1時間あたり20回以内
- ・ 騒音測定局：国立医薬品食品衛生研究所（川崎区殿町）

##### (イ) 実施状況

実施日	騒音発生回数	最大値	最小値
2月2日(日)	28回	90dB(大型機)	80dB(中型機)
2月3日(月)	42回	91dB(大型機)	78dB(中型機)
2月4日(火)	22回	89dB(小型機)	83dB(小型機)
2月5日(水)	25回	94dB(大型機)	76dB(中型機)
2月7日(金)	50回	94dB(大型機)	77dB(小型機)
2月11日(火)	24回	87dB(小型機)	72dB(小型機)
2月12日(水)	48回	91dB(大型機)	78dB(中型機)

※ dB(デシベル) = 音の大きさを表す単位

## ウ 川崎石油コンビナート地域上空飛行への対応

### (7) 経緯

国は、羽田空港を離着陸する航空機は、原則、「川崎石油コンビナート地域上空の飛行を避ける」としてきたが、川崎市に向かって離陸する新飛行経路の運用を開始するにあたり、飛行制限の見直しが必要となった。

これを受け、県及び川崎市では、飛行制限の見直しに伴う安全対策の確保や事故・災害時の対応強化等について、国が責任を持って対応するよう要望を行うとともに、国は川崎市と見直しに向けた協議を進めた。

### (イ) 国の対応

令和元年12月、国は、「コンビナート上空の安全運航に必要な措置について、国が責任を持って対応する」として、川崎石油コンビナート地域上空を飛行可能とする見直しを行った。

(安全対策等)

- ・ 航空会社等に対する厳正な審査・監査
- ・ 航空輸送の安全に関わる情報の分析・活用
- ・ 外国航空機や自家用航空機も含めた航空機落下物対策の実施
- ・ 事故発生時に備えた関係機関の連携強化等

### (ウ) 県の対応

飛行制限見直しに伴い、国と調整等を行い、神奈川県石油コンビナート等防災計画を修正（令和2年3月予定）

## (3) 今後の対応

羽田空港における新飛行経路運用の開始に向けて、国は、安全対策等を着実に実施するとともに、運用開始後においても、関係自治体からの要望に沿って国が責任を持って対応するよう、引き続き、川崎市、横浜市と連携して求めていく。

## 8 「三浦半島魅力最大化プロジェクト（改定案）」について

### (1) 趣旨

プロジェクトの計画期間は令和元年度までであるが、三浦半島全体の社会増減数をみると転出超過が継続しているなど、引き続き活性化に取り組む必要があることから、これまでの課題や市町の意見を踏まえて「三浦半島魅力最大化プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を改定する。

### (2) 経過

令和元年8月23日 横須賀三浦地域首長懇談会において意見交換

12月9日 改定素案を第3回県議会定例会総務政策常任委員会に報告

### (3) 県民意見募集等の結果

#### ア 実施期間

令和元年12月16日～令和2年1月23日

#### イ 実施方法

- ・ 県機関での配架、県ホームページへの掲載
- ・ 三浦半島地域4市1町への意見照会、三浦半島地域の会議・大学での説明・配付等

#### ウ 実施結果

##### (7) 意見総数

133件（県民意見：125件、市町意見：8件）

##### (イ) 意見区分

区分	件数
三浦半島地域活性化全般に関する意見	28 件
観光の魅力の向上に関する意見	72 件
半島で暮らす魅力の向上に関する意見	33 件
合計	133 件

##### (ウ) 意見の反映状況

区分	件数
プロジェクト（改定案）に反映した意見	24 件
プロジェクト（改定素案）にすでに反映している意見	75 件
今後の取組みの参考とする意見	30 件
その他（感想、質問等）	4 件
合計	133 件

## (I) 主な意見

### a プロジェクト全般

- ・ 地域の魅力を一番知っているのは住民であり、住民が感じている地域の魅力をプロジェクトに反映することで、ブランドの確立や新たな観光資源の発掘につながる。

### b 観光の魅力の向上

- ・ 特に外国人観光客を増やすためには、三浦半島ならではの「体験型プログラム」を提供したらどうか。
- ・ 観光客数を増やすには、もっと海の魅力を伝えることが必要。

### c 半島で暮らす魅力の向上

- ・ ファミリー層が暮らしやすい地域イメージなので、今住んでいる若者が、就職時に一旦、地域外に転出しても、家族ができれば戻って来るようにできれば、人口減少を緩やかにできる。
- ・ 現在三浦半島に住んでいる人が行政と協力し、外に向けて魅力を発信していくことで、改めて、自分が住む三浦半島の様々な魅力に気付くことができる。

## (4) 改定素案からの主な変更点

- ・ 「観光の魅力」について、回遊性を向上させる訴求力の高いコンテンツとして、体験型コンテンツなどを活用していく。
- ・ 三浦半島地域は、20代の転出が多いことから、「半島で暮らす魅力」を高め、移住促進に加え、Uターンも促進していく。

## (5) 「三浦半島魅力最大化プロジェクト（改定案）」の概要

### ア 方向性

- ・ 現行プロジェクトの目的、2つの大柱、5つの魅力の枠組みは維持する。
- ・ 「観光の魅力」と「半島で暮らす魅力」を相互に組み合わせた取組みを、民間と一体となって総合的に展開する。
- ・ 湘南国際村の活性化等、現行プロジェクト策定後の地域活性化の取組みを、新たにプロジェクトに位置付ける。

## イ 内容

### (ア) 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5か年

### (イ) 対象地域

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町の4市1町

### (ウ) プロジェクトのゴール

地域の賑わいの創出、仕事と生きがいを創出して人口減少を食い止める。

### (エ) 構成

「観光の魅力」と「半島で暮らす魅力」の2つを大きな柱に据えて、その中の5つの“魅力”を最大化し、この地域が直面する課題に対応していくため、指標やKPIを設定の上、14項目の個別プロジェクトに取り組む。

また、プロジェクトを効果的に推進していくため、地域づくりを担う団体や企業との連携を図る。

#### 【大柱1】観光の魅力高める

##### <魅力1 海の魅力高める>

- ① 多様な海の楽しみ方の提案
- ② “みなと”の賑わいづくり

##### <魅力2 食の魅力高める>

- ③ 地産地消ブランディング

##### <魅力3 地域の魅力高める>

- ④ 広域観光の展開・プロモーション
- ⑤ 外国人観光客等受入環境づくり
- ⑥ 新たな観光資源の発掘
- ⑦ 湘南国際村の活性化の推進

#### 【大柱2】「半島で暮らす」魅力高める

##### <魅力4 働く魅力高める>

- ⑧ しごと「三浦半島スタイル」の確立
- ⑨ 半島農業の生産性向上
- ⑩ 「稼ぐ力」を高める産業の活性化

##### <魅力5 住む魅力高める>

- ⑪ 「半島ライフ」の提案
- ⑫ 人生100歳時代に向けた未病改善の地域づくり
- ⑬ 個性あふれるコミュニティの再生・活性化
- ⑭ SDGsの推進

(6) 今後の予定

令和2年3月 プロジェクト改定

<別添参考資料>

- ・参考資料3 「三浦半島魅力最大化プロジェクト（改定案）」

## 9 県内米軍基地を巡る状況について

### (1) 米軍及び米軍人等による事件・事故

#### ア 令和元年の事件・事故の概要

令和元年に、県で要請を行った事件・事故は7件で、その概要は次のとおりである。

発 生 日	内 容
平成31年2月2日	厚木基地所属の米兵が海老名市内の民家に侵入し現行犯逮捕
令和元年5月12日	横須賀基地所属の米兵が千葉県成田市内のマンションエントランスのガラスを側溝の蓋で損壊し現行犯逮捕
令和元年7月13日	キャンプ座間所属の軍属が秋葉原で、無許可でドローンを飛ばしたとして航空法違反の容疑で書類送検
令和元年9月1日	空母ロナルド・レーガン乗組員が逗子市内のレストラン駐車場で車の窓ガラスを割り暴れている所を公務執行妨害の容疑で現行犯逮捕
令和元年10月28日	着陸中の米軍ヘリコプターが生じさせた強い吹き下ろしの風が原因とみられるキャンプ座間ヘリポート近傍の家屋内の調度品損壊（国が事実関係を調査中）
令和元年11月4日	空母ロナルド・レーガン乗組員が、横須賀市武路上で、センターラインをオーバーし日本人車両と正面衝突。米兵の呼気1L中0.2mgのアルコールを検出し現行犯逮捕
令和元年12月6日	キャンプ座間所属の米兵が軍用車を運転中、信号で停車していた車両に接触、車両損傷の物損事故

#### イ 犯罪検挙件数、事故件数の推移

(単位：件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
犯罪検挙件数	16(9)	15(10)	17(4)	22(12)	16(8)
交通事故件数	61(32)	46(28)	39(21)	56(34)	45(27)
航空機事故件数	0	0	3	1	(1)
その他の事故件数	1	0	1	1	0

注1 犯罪検挙件数と交通事故件数は、軍人、軍属及びその家族によるもの  
( )内は、軍人によるもので内数

交通事故件数は人身事故の件数

注2 犯罪検挙件数及び交通事故件数は、神奈川県警察本部調べの速報値

注3 航空機事故及びその他の事故は、県内で発生した事故で、県が把握している事故を記載

平成27年のその他の事故は、相模総合補給廠における倉庫の火災

平成29年のその他の事故は、米軍イーゼス艦アンティータムの油漏れ

平成30年のその他の事故は、キャンプ座間における火災

令和元年の航空機事故件数の(1)は、国が事実関係を確認中のもの

## ウ 再発防止に向けた県の取組

事件・事故が発生した際には、必要に応じ県・神奈川県基地関係県市連絡協議会で原因の徹底究明や再発防止策の構築等を国や米側に要請するほか、事件・事故の未然防止に向けた関係機関による会議での話し合いや、横須賀基地周辺において地域住民が行っている夜間巡回パトロールに国・横須賀市・米軍等とともに参加するなどしている。引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

## (2) 横須賀港への原子力軍艦の寄港状況と放射能調査結果

### ア 原子力軍艦の寄港状況(平成31年1月1日～令和元年12月31日)

通算回数 S41～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
(981)	ロナルド・レーガン	空母	102,000	(H30.12.5)～R1.5.12	132
982	スクラントン	潜水艦	6,082	H31.1.11～H31.1.18	8
983	ミシガン	潜水艦	16,764	H31.1.27～H31.1.27	1
984	シャイアン	潜水艦	6,082	H31.1.28～H31.2.1	5
985	シャイアン	潜水艦	6,082	H31.2.27～H31.3.4	6
986	イリノイ	潜水艦	7,800	H31.3.11～H31.3.16	6
987	アナポリス	潜水艦	6,082	H31.4.5～H31.4.9	5
988	イリノイ	潜水艦	7,800	H31.4.29～H31.4.29	1
989	オクラホマシティ	潜水艦	6,082	R1.5.6～R1.5.8	3
990	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R1.5.17～R1.5.22	6
991	ツーソン	潜水艦	6,082	R1.5.27～R1.5.28	2
992	オクラホマシティ	潜水艦	6,082	R1.6.3～R1.6.4	2
993	イリノイ	潜水艦	7,800	R1.6.25～R1.7.1	7
994	オクラホマシティ	潜水艦	6,082	R1.6.27～R1.6.27	1
995	オクラホマシティ	潜水艦	6,082	R1.7.2～R1.7.10	9
996	イリノイ	潜水艦	7,800	R1.7.15～R1.7.18	4
997	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R1.8.24～R1.8.25	2
998	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R1.8.25～R1.9.14	21
999	トピーカ	潜水艦	6,082	R1.9.10～R1.9.17	8
1000	ロナルド・レーガン	空母	102,000	R1.11.2～寄港中	60
1001	ハンプトン	潜水艦	6,082	R1.12.31～(R2.1.7)	1

入港回数：20回 実日数：247日 延日数：290日  
 (昨年の状況 入港回数：24回 実日数：224日 延日数：259日)



## イ 放射能調査結果

横須賀港の環境放射線については、国・県・市が連携し、10基のモニタリングポストによる24時間監視のほか、寄港中はモニタリングボートによる原子力軍艦周辺海域の放射能測定、海水試料や海底土試料の採取及び分析調査、モニタリングカーによる陸上の放射能測定を行い、原子力軍艦による異常事態の発生を早期に検知するようにしている。

これらの調査の結果、異常は認められていない。なお、調査結果については、インターネットで情報提供しているほか、原子力軍艦の寄港中は、毎日、調査結果を発表し、情報の開示を行っている。

<参考>各測定装置による放射能測定値の最大値（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

モニタリングポスト		モニタリングボート		モニタリングカー
(水中)	(空間)	(水中)	(空間)	(空間)
59cps	71nGy/h	33cps	20nGy/h	75nGy/h

注1 cps（シーピーエス）とは1秒間あたりの放射線測定数。nGy/h（ナノグレイパーアワー）とは、1時間あたりの物質に吸収された放射線のエネルギーの量。（警報値は、水中50cps、空間100nGy/h）

注2 モニタリングポストの水中の最大値59cpsについては、平成31年1月31日22時22分の記録であるが、スペクトル解析の結果より、この測定値の上昇は同時刻頃の降雨によるものである。

## ウ 今後の対応

引き続き、国が実施するモニタリング調査に協力するとともに、日米両国政府に、更なる安全航行確認体制や防災対策の強化を求めていく。

### (3) オスプレイの飛来

令和元年には米軍の輸送機オスプレイが次のとおり飛来した。

（令和元年12月末現在）

日付	飛来概要
平成31年 1月4日	オスプレイ2機が厚木基地に飛来（着陸2回、離陸2回）
4月2日	オスプレイ1機が厚木基地に飛来（着陸1回、離陸1回）
令和元年 7月30日	オスプレイ1機（機種不明）が横須賀基地に飛来（着陸1回、離陸1回）

日 付	飛 来 概 要
8月3日	オスプレイ1機(CV-22)が横須賀基地に飛来 (着陸1回、離陸1回)
8月7日	オスプレイ1機(機種不明)が厚木基地に飛来 (着陸1回、離陸1回)

注 特に機種の記載がないものは、米海兵隊のオスプレイMV-22である。

#### (4) 第38防空砲兵旅団司令部に関する情報提供について

##### ア 防衛省からの情報提供

令和元年12月19日、防衛省から、相模総合補給廠に駐留している米陸軍第38防空砲兵旅団司令部について、情報提供があった。

(情報提供の概要)

- ・ 米陸軍第38防空砲兵旅団司令部の要員115名の配属はほぼ完了。キャンプ座間、相模原住宅地区及び施設・区域外の住宅に居住。  
(移動用シャトルバスを運行)
- ・ 同司令部では車両及び通信機器を導入したが、新たな施設整備の計画はない。
- ・ 令和元年10月1日から、同司令部の下位の防空部隊にグアムに駐留するTHAAD\*部隊が加わった。  
※ THAAD (サード) : 終末高高度防衛ミサイル (迎撃ミサイルの一種)

##### イ 県の対応

12月19日に防衛省に対し、今後も適時適切に情報提供を行うとともに、同司令部の運用にあたっては基地周辺住民の生活に影響がないよう、また、相模原市の意向に配慮した対応を行うよう要請した。

##### (米陸軍第38防空砲兵旅団司令部の駐留の経緯)

平成30年9月28日 防衛省から米陸軍第38防空砲兵旅団司令部の10月中旬からの駐留開始について情報提供  
9月28日及び10月4日 更なる情報提供、基地周辺住民の生活への十分な配慮及び地元相模原市の意向を尊重した対応を、防衛省へ要請  
10月16日 同司令部の駐留開始

(5) 米軍ヘリコプター不時着水事故について

ア 防衛省からの情報提供

令和2年1月25日に、第5空母航空団<sup>(※1)</sup>所属の米海軍ヘリコプターMH-60(1機)が沖縄本島の東方沖、約170キロメートルの公海上に不時着水した。

イ 県の対応

1月28日に防衛省に対して、知事が会長を務める「神奈川県基地関係縣市連絡協議会<sup>(※2)</sup>」として、早急な原因究明と事故原因に応じた適切な再発防止策を講ずることと、事故原因や再発防止策を含め適時・適切な情報提供を行うことを、米側に求めるよう要請した。

(※1) 第5空母航空団所属のヘリコプターは、国内では厚木基地を拠点にしている。

(※2) 県と基地に関係する9市(横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)で構成